

## 建設工事の入札制度の合理化対策について

中央建設業審議会

昨年発足した中央建設業審議会では建設工事入札制度の合理化の問題をとり上げて審議を続けられていたが去る9月13日の審議会で下記のような成案が通過し決定を見た。

建設事業の公共性並びに工事の特殊性に鑑みるとき建設工事の入札については、建設業者の信用・技術・施行能力等を特に重視すると共に、あわせて公正自由な競争を図らなければならない。かゝる観点に立つき建設工事については制限付の一般競争入札と指名競争入札とを併用し、入札について合理的な規準を設ける必要があると考えられる。よつて建設工事の入札については下の如き方法によるのが適当と認められる。

**1. 方針** 本要綱の制限付の一般競争入札及び指名競争入札は入札参加申込の建設業者について能うる限り客観的標準に基きその資格を審査すると共に主觀的要素を勘案して調整を加えて等級を附し、原則としてそれぞれの等級に準拠して工事入札参加者の決定又は指名をなすものであつて、資格審査及び入札の方法においては大業者のみを偏重することなく、中小業者の保護助長に留意するものとする。

### 2. 資格審査

(1) 入札参加申込の建設業者については発注者において別に定める基準により参加資格の適否を審査し、入札参加者の名簿を作成する。

(2) (1)によつて有資格と認められた者については別に定める基準により、各工事別及び府県別に総合建設業者については○等級に、管工事又は電気配線工事等の専門業者については○等級に区分し各等級別に、発注の標準とする請負工事全額を定める。

(3) 請負契約の履行について不誠実な者に対しては失格又は降級せしめることができる。

(4) 本資格審査は1年間これを有効とする。

(5) 本資格審査に関する業者から発注者への提出書類につき、建設業法に關係のある事項については建設省又は都道府県において証明をする。

(建設大臣登録業者について中央建設業審議会において(2)についての参考資料を作成する)

(6) 本資格審査は各発注者において本要綱に準拠して措置するものとし、発注者の行つた審査に不服のある建設業者は発注者に対して苦情を申立てる

ことができる。

### 3. 入札の方法

(1) 入札の方法は制限付一般競争入札と指名競争入札の方法とを併用し予定価格の範囲内において最低価格の入札者を以て落札者とする。

(2) 制限付一般競争入札は(2.)により定められた当該等級該当業者による競争入札の方法による。但しそれにより当該等級を基準とし、2以上の等級該当業者による競争入札の方法によることができる。

(3) この場合において、発注者は特定の機械の有無、特定の技術者の有無等について入札資格を制限することができる。

(4) 指名競争入札の方に法によるときは(2.)に準じて適格者を選定し原則として5人以上の業者を指名する。

(5) 特に軽微な工事その他特別の場合は(1.)に拘らず随意契約の方法により、等級を勘案して、適格者を選定することができる。

**4. 設備工事の分離契約 管工事・電気配線工事等の設備工事については現在のところ相当の規模のものについては、発注者において分離して入札に附すこととが適当である。**

**5. 落札価格の制限** 現在における入札ダンピング状況に鑑みるとき建設工事の適正な施行を確保すると共に建設業全般の健全な発達を図る為には暫定対策として落札価格の制限をなすことは不可欠であると考えられる。よつて下の如き方法によることが適当である。

入札価格が発注者の定めた予定価格について一定率未満の価格（例えば予定価格から固定費と利潤を減じた額未満の価格）の場合はその入札は採用しないものとする。但しその入札者の提出する見積内訳書を審査して、入札価格の算定が正当な理由に基くと認められる場合はこれを採用することができる。

前記の趣旨の規定を「予算決算及び会計令臨時特例」中に設ける。

**6. 建設工事請負保証に関する保険制度の確立** 本入札制度の実効を期するため速に建設工事請負保証に関する保険制度の確立を図るものとする。

註 (1) 本対策は官公庁、公園・公社その他常時工事を発注する者に対して適用する。

(2) 2.の(2)により定める等級は総合建設業者に

については5等級に、管工事又電気配線工事等の専門業者については4等級に区分し、各等級別に発注の標準とする請負工事金額を次の通りとする。

#### 総合建設業者

A級	5000万円以上
B級	2000万円以上5000万円未満
C級	500万円以上2000万円未満
D級	100万円以上500万円未満
E級	100万円未満

#### 専門業者

A級	300万円以上
B級	100万円以上300万円未満
C級	5万円以上10万円未満
D級	5万円未満

(3) (2) の等級及び発注の標準とする請負工事金額は中央建設業審議会において一般的の標準として決定したものであつて、地方的特殊性その他事情によつてこれによりがたい場合は、適宜発注者においてこれを変更することができる。  
 (4) 5.の落札価格の制限のための規準となる予定価格についての一定率は或る程度の幅をもたせ工事の種類等を勘案し発注の都度その幅の範囲内において、発注者が適宜これを決定することとする。

(5) 入札価格が予定価格の一定率未満の価格の場合の見積内訳書の審査は、その入札者から審査の請求のあつた場合においてのみ実施するものとする。

#### 建設業者事前資格審査要領

1. 方針 事前資格審査はこれを一定の基準による建設業者の適格性に関する資格審査及び点数計算による工事施行能力審査の2つの方法により決定し競争入札に参加せしめようとするものである。

2. 適格性の資格審査 一定の基準により適格性を検討して入札参加の及落を決定する。

#### 基 準

- (イ) 30万円以上の建設工事については建設業法の建設業者であること。
- (ロ) 30万円に満たない工事においては破産者で復権を得ない者でないこと。
- (ハ) 請負契約に関して不誠実な行為をしたことのないもの。

(本審査については情状により地域及び期間を考慮するものとし、期間については最高を2年とする。)

3. 工事施行能力審査 各工事の種類別に各査定要

素について検討の上それぞれ能力度を探点しその合計点数を以て該当業者の工事施行能力とする。

#### (イ) 工事の種類

- (1) 土木工事 (2) 建築工事 (3) 管工事 (4) 電気配線工事 (5) その他の工事

#### (ロ) 審定要素

##### A 客観的因素

(1)	70%
(1) 自己資本(払込資本金+積立金+繰越金)	(15%)
(2) 工事種別による年間施工高(2ヶ年間)	(25%)
(3) " " 職員数	(20%)
(4) " " 保有機械	(10%)
(2) 一般資産状況	20%
a 資本負債比率(自己資本 / 負債額)	(5%)
b 流動比率(流動資産 / 流動負債)	(5%)
c 施工高利益率(純利益 / 施工高)	(5%)
d 税金	(5%)
(3) その他	10%
a 営業年数	(5%)
b 完成工事に対する職員1人当たり稼ぎ高	(5%)

##### B 主観的因素

#### (1) 工事経歴及工事成績

#### (2) 信 用 度

前記の査定要素Aについて中央建設業審議会において工事別施行能力の探点計算をなした参考資料を作成する。発注者においてはAの査定要素又は中央建設業審議会において作成した参考資料を基準として、これに当該業者についてのBの要素を考慮し等級を附するものとする。

府県別能力については全国総合施行能力を基礎として各府県における営業所の工事実績、機械台数、従業員等の能力と機動力を勘案して算定するものとする。但し特殊の工事については機動力を特に考慮する。

新規業者(法人の場合はその役員を含む)については年間施工高に替えその者の事業計画或は過去に於て関係した工事について考慮するものとする。合併分割等をなした業者にあつては年間施工高の増減を考慮する。

註 知事登録業者については都道府県建設業審議会において本要綱に基く参考資料を作成するよう協力を求める。

建設工事請負契約保証制度の実施について

建設工事の入札制度合理化の一環とし且つ、適正な

工事の施行を確保する為に我が国においても建設工事請負契約保証(Contract Bond)の制度を速かに確立することが必要である。この保証の種類としては入札保証(Bid Bond)工事保証(Performance Bond)瑕疵担保保証(Maintenance Bond)前渡金保証(Advance-Payment Bond)及び之等の組合せ保証などがあるが我が国の現状においては取敢えず入札保証及び工事保証の制度を実施し、この制度の普及を図ると共に天災その他不可抗力の場合の損害に対する一般損害保証制度の改変を期することが適当であると考えられる。

この制度の実施機関としては、公團式のもの又は専門の民営会社を新設する方法或は既存の損害保険会社に実施せしめる方法等が考えられるが経験、危険の分散等を勘案すれば一般の損害保険会社に実施せしめるのが妥当である。

よつて下記により之が実施を図ることとする。

## 1. 工事保証制度の確立

(イ) 被保証者(受注者)が正当の事由なく工期内又は期限後相当期間内に工事を完成する見込がなくこの為発注者が契約を解除し損害賠償を請求した場合に受注者がその義務を履行しないときに限り、その損害を保証する。保証する損害額は原則として残存工事につき発注者が再入札を行い決定した額に、解約までの出来形部分に対する代金を加算した額から元の契約金額を控除した差額とし元の請負契約金額の2割を限度とする。

(ロ) 保険会社は具体的な個々の工事について請負業者、工事内容、落札金額等を調査して保証をするか否かを決定する。

(ハ) 保険会社は発注者に支払った金額の限度内に於て受注者に対し求償することができるものとする。

## 2. 工事保障確立に伴う措置

(イ) 会計法規の改正 予算決算及び会計令第71条に第2項を追加し左の通りとする。

「建設工事の請負契約にあつては百分の十以上の保証金又は大蔵大臣の指定する建設工事請負契約保証書を納めなければならない。」

註 予算決算及び会計令第71条

国と契約を結ぶ者は、現金又は国債を以つて契約金額の百分の十以上の保証金を納めなければならない。

(ロ) 本保証制度の利用奨励 国及び公共團体においては自ら事業主体となる工事はもとより民間工事についてもこの保証制度の利用奨励に努めること。

## 3. 入札保証制度について

(イ) 被保証者(入札参加者)が落札したとき、正当な理由なく、一定の期間内に発注者と契約を結ばないために、発注者が次順位又はその他の入札者と契約を結んだ場合にその契約金額と落札価格との差額を保証する。

(ロ) (イ)の保証金額は落札価格の〇%を限度とする。

(ハ) 保険会社は発注者に支払った金額の限度内において競落者に対し求償することができるものとする。

(イ) 予算決算及び会計令第81条に第2項を追加し、建設工事の場合は保証金又は大蔵大臣の定める入札保証書を納める旨の規定を設ける。

## 註 予算決算及び会計令第81条

競争に加わろうとする者は、現金又は国債を以て見積金額の百分の五以上の保証金を納めなければならぬ。

(ホ) 天災その他不可抗力の場合の建設工事に関する損害について從来の火災保険の他、風水害保険その他の保険を統一した包括的損害保険制度の速かな確立に努めるものとする。

入札制度合理化対策により工事施行能力審査のための探点要領

1. 客観的査定要素の点数計算については、モデル会社を想定し、このモデル会社の各要素の点数を基準として次の方法により算定する。

(イ) 自己資本 (a) 年間施行高 (b) 職員数 (c) 保有機械 (d) の各要素の点数は、モデル会社の各探点基準数値に対する当該会社の各実数の倍率を、モデル会社の基準点数に乗じて算定する。

(ロ) 一般資産状況 (e) 及びその他 (f) の点数も (イ)と同様に算定する。但し (e)(f) の点数は夫々の各項目につき5点をこえるときは5点を以て打ち切る。

(ハ) 当該会社の総合点数Cは(イ)(ロ)により算出したものにつき次の方式で算定する。

$$C = (a+b+c+d) \left( 1 + \frac{e}{70} + \frac{f}{70} \right)$$

2. モデル会社の総合点数は100点とし、その各要素別の基準数値及び点数は下記の通りとする。

(1) 自己資本は払込資本金(200千円)と積立金及び繰越金(40千円)の合計額の240千円を以て点とする。

(2) 年間施行高は、7000千円を以て25点とする。

(3) 職員数は20名を以て20点とする。

(4) 保有機械

レーベル	0.3km	0.07点
トロロ	15台	0.74点
トラック	1台	2.45点
モーター	4台	1.47点
ミキサー	1台	0.74点
製材機	2台	1.47点
ワインチ	4台	2.94点
ポンプ	3台	0.15点

を以て10点とする。

(5) 資産状況

a. 資本負債比率は  $\frac{100}{1500}$ %をもつて点とする。

b. 流動比率は  $\frac{100}{100}$ %をもつて5点とする。

c. 施工高利益率は1.5%をもつて5点とする。

d. 税金は施工高の0.6%をもつて5点とする。  
(モデル会社の場合は42千円)

(6) その他

a. 営業年数は10年をもつて5点とする。

b. 職員一人当たり稼高は350千円をもつて5点とする。

〔参考〕其の他の機械の点数

機械名	単位	點數	機械名	単位	點數	機械名	単位	點數
しゅんせつ船	1隻	17.08	トレーラー	1臺	2.44	バイブレーター	1臺	0.49
掘さく機	1臺	14.64	ガイデリック	"	1.71	ロードファイシャー	"	7.32
スウレーバー	"	4.88	三脚デリック	"	0.73	セメントダン	"	0.49
グレーダー	"	4.88	移動クレーン	"	1.71	旋盤	"	0.49
動力ローラー	"	1.22	土砂揚リフト	"	0.73	ボール盤	"	0.49
アスファルトプラント	"	1.71	コンベヤー	"	12.2	電気熔接機	"	0.25
トラクター	"	2.44	索道施設	1km	14.64	ガス熔接機	"	0.25
ブルートレーラー	"	4.88	さく岩機	1臺	1.29	さく井機	"	1.71
機関車	"	3.66	碎石機	"	1.71	ボーリング機	"	1.71
杭打機	"	1.71	鋼矢板	1トン	0.05	撲壓器	"	0.25
空気圧縮機	"	1.71	インデーターウオセクリーターコンクリートタワー	1臺	0.73	オースター	"	0.25
木工機	"	0.49		"	1.71			

## アメリカ便り

(小野竹之助君第1信)

10月24日羽田空港を出発し、途中 Wake島, Honolulu, San Francisco, Oakland, Chicago を経て28日 Washington D.C. に着く予定であった處、Honolulu で我々の飛行機が故障を生じたため1日遅れてしまつた。

それにしても僅か数日で日本の首都からアメリカの首都へ来られるのであるから早いものだ。そのためか Washington へ来てからも、暫くの間は未だ内地にいるような気がして自分がアメリカに旅をしているという気持ちになれなかつた。

Washington では約一週間 Federal Security Agency の Office of Education へ通つて夫々の専門家から、アメリカの Back grounds, Customs 及び Education 等に就て総括的な話を聞き、然る後 Mr. Paul S. Bodeenman と相談して、今後におけるアメリカ観察旅行日程を決定する。(中略)

11月5日、日程に従つて New York に入る。我々の一一行は名古屋大学々長の清水博士(電気)、大阪大学の岡田博士(熔接)、大阪市立大学の吉本博士(機械)と私の4名であるが、New York へ来てからは各々専門別に別れて観察をすることにした。

初めの一週間は New York 大学、13日からは Columbia 大学へ通つて夫々の研究室、図書館を見学し、更に大学の組織、教授方法、学生自治会の組織及びその活動等について調査を行つた。

これまで内地にいてアメリカの大学教育、学生々活等について色々読みだり聞いたりしたことでもあつたがこちらへ来て各教授、学生達と話してみるとかなり違つた点がある。

New York 大学では特に衛生工學に力を入れ、Dr. William T. Ingrom, Dr. Dobbins, Dr. Edwaras 等が New York City と協力して研究を進めている。構造力学の方面では、Dr. Robert L. Lewis, Dr. Gerald G. Kubo 等がおり、特に Dr. G. G. Kubo は、Swarthmore College (Pa) の Prof. Sam Corpenteと共に SR-4 Strain Gage を使用して、長さの Pl. Girder の Bending 及び Torsion の調査を行つている。

一方 Columbia 大学では現在 Steel member の Welding に関する研究に力を入れ、その研究組織の中には Bohumil Alcrecht, Dr. George L. Kehl, Dr. Richard Skalka 等がいる。変つたところでは、地質学教室の Dr. W. M. Ewing が海軍の依頼を受け、Fathometer を使つて河川、港湾に於ける深浅測量を行つている。

なお Columbia 大学では、物理教室の湯川博士、日本語教室の Dr. Harold G. Henderson 等に会う。Dwight D. Eisenhower 総長への紹介状を持つていたが、朝鮮問題以来非常に忙しく、「殆ど Washington に滞在しておられるとの事で Vice President の Grayson L. Kirk 氏に会い、今後日本とアメリカとで教授や学生の交換を計画して貰いたい旨を話した處、非常に良い考えであると云つて同意された。

19日～22日は Bethlehem へ行き Lehigh 大学、Lone Star Cement Co. を訪れる。Lehigh 大学では鉄筋コンクリートの設計に関する Plastic theory を研究していた I. Lyse 教授に会うつもりでいたが、目下 Norway へ帰つているとの事で残念乍ら会えなかつた。Lehigh 大学は New York 大学、Columbia 大学に比較してその規模は小さいが、研究施設は實に立派である。